

## 寛容について 其の一

—キリスト教教育の在り方の基礎

にかかわる問題として—

関 屋 光 彦

—

「寛容」(toleration, tolerance, Toleranz)とゆう言葉が思想的に用いられる時、現今に於ては狭く宗教信仰に関連させるだけでなく、広く一般思想上の事に、即ち社会・経済・政治上の思想・意見の場合をも含めて、此の語の使用されることが多い。例えば「寛容の理論」を著したA・シートンがその著作の冒頭に「寛容」の意義を規定して「寛容とは、思想と実践に制限を規定せんとする外部的権威に反対して、一般に人生の大問題に関して、彼れ自身の意見を構成し、彼れ自身の意見に依って行動せんとする、個人の権利の実際上の承認である」<sup>1</sup>との定義を与えている。

しかし今日と雖も必しも右の如く広義に於てのみでなく、むしろ此の語本来の意味に、即ち歴史的に使用されて来た意味合に用いられる場合も少しとしない。学問的に信頼に値するシャーフ・ヘルツォーグの辞典<sup>2</sup>の如き、

「寛容」なる事項の解明を当該の項目を以ては与えて居らず「宗教的自由」(religious liberty)なる項目に依り詳細に叙述して居るが如きは、此の語の狭義、或いは本来の意味に於ける使用の好例であるかと思う。斯様に現今に於ても「寛容」は専ら「宗教的寛容」の意義に解され又用いらるる場合もある。私は本稿に於ては、此の後者の意義に於て寛容の問題を、現代に即して考えて見たいと思う。

## 二

宗教的意義に於ける「寛容」とは何か。一般的に考えられている觀念に依り、要約的に定義づけければ「人間相互間に於ける個々人の宗教的自由の承認と之の尊重(の精神又は態度)」と云うことにならう。但し此の「宗教的自由」は内容的には、公民的觀點からの場合には、次の如くに解される。「宗教的自由は、国の法律に依り、その国民各個人が如何なる宗教的意見をでも之を保持し又弘布することが出来及び如何なる形式の礼拝〔或いは宗教的行為——筆者敷衍〕なるにせよ自己の適當と考うるところのものを為すことが出来るとの権利の賦与されて居ることに存する。但しそれ等の意見〔即信仰・思想——筆者記〕並びに礼拝〔宗教的行為——同前〕が、その個人の属する公的社会の基本觀念〔公共の福祉の觀念等を指すと考えられる——同前〕と撞着せざることを要する」<sup>3</sup>

「寛容」を、此の「宗教的自由」の見解を含めて右記の如くに考える時「寛容」の問題は皮相の見方を以てすれば現代に於ては一応始末の付いた問題であるかに考えられる。例えばW・アドニーなども「寛容の原理は既に

今日世界到る処文明諸国家に於いて採用せられて居ることは明瞭である云々<sup>4</sup>と述べて、「寛容」の問題は既に解決済みの如き楽天的な態度を示して居る。しかし現代の現実を直視し又近き過去を回想するとき——ソヴィエットに就ては暫く論外におくとしても——第二次大戦以前より大戦下にかけてナチス政権下に於けるドイツのユダヤ人迫害や一部キリスト教徒の迫害に於て、宗教的不寛容の事態も充分認め得られるし、又我が国に於ても、法的には第二次大戦前に於ても、近代的寛容の原理に基く権利の章典を有する明治憲法に依り宗教的自由は保障されてある筈であったに拘はらず、反戦、不敬等の名目を以て官憲に依るキリスト者の迫害の行われた現実があったのである。

斯く考える時「寛容」の問題は、西欧文明諸国並びにその影響下に近代的国家としての發達を遂げた諸国に於ては、制度上には解決を見たとはいえそれは飽迄制度的意味に於てであつて、不寛容の精神は随処に伏在して居り、情勢の変転に伴い「不寛容」の事態を現出したし、又今後と雖も之を惹起す可能性を有しているわけである。即ち實質的には、宗教的意味に於ける「寛容」の問題は、未だ解決済みではないのである。むしろ河合榮治郎氏が會つて『寛容「主として宗教的意味に於ける——筆者註」』の思想に関する研究<sup>5</sup>なる論文に於てこの点触れて述べられた見解こそ至当と考えられるのではなからうか。即ち「……宗教其の他の思想上の自由主義は、自由主義の中に於て最も根本的であり、今も尙その生命を有するものである。之のみは決して時代錯誤となるものではない。永久に新なるべき原理である。〔筆者傍点〕人間に自説を絶対に正しとして、すべての反対説を誤りなりとする不遜の心の有る限りに於て、又更に誤りは理性に訴えて説得せんとはせずして、力によって改宗せ

しめうるものとする威圧の心と性急の心と有る限りに於て、思想上の自由主義は常に存在の意義がある。而して「迫害」の心理が人間の心より消ゆべき時が近いとは云えない。其の間「寛容」の心は幾度か繰返して説かるべきである。<sup>6</sup>かくして我々は、「寛容」の精神の滲透徹底せる精神状況の招來の為或いはその拡大進展のため不断の努力を惜んではならないと思う。

### 三

右記「二」に依り「寛容」について私は、先づ「寛容」の意味づけに始まり、公民的視点より公民的世界を視野におきつつ、問題を極めて大づかみに捉え、其処になお「不寛容」の存すること及び之に対して如何なる態度を取るべきかに就いてを略叙した。

しかし茲に次ぎに考察の主題たるべき重要課題が有る。宗教者乃至は信仰者の世界自体に於ける「寛容」の問題である。之が此の小稿に於ける中心問題を成す。問題の対象については右の如くであるが、その取り上げ方についても一言を要する。前項「二」に於ては「寛容」或いはむしろ「不寛容」は、公民的観点から考えられたが、以下に於ては、前項の最初に掲げられた「寛容」の簡約なる概念規定のみに即し、「人間」としての観点から或いは「人間観的」な立場から、問題の考察が為されるであろう。斯様な取り上げ方からすれば、対象に関しても前項「二」に於ける国家対国民、或いは政治的権力者对被治者としての信仰者の關係に於いて生起した「不寛容」は、不信者の側からの信者に対する「不寛容」とも見られることが出来よう。然るに本項以下に於て考察

検討されるのは宗教者、信仰者の世界自体に於ける或いはその世界の内側に於ける人間相互間の寛容の問題であり、その世界に於ける「寛容」——とゆうよりはむしろ最初「不寛容」に就いてである。

この他に、論理的にも又現実問題としても、信仰者の側からの不信者に対する、或いは不信者の世界に対する「寛容」並びに「不寛容」が対象として考え得られるし、又之に就ての考察も右記とは別個の主題に於いて為されねばならない。周匝な「寛容論」としてはそうあるべきだと思う。しかし試論的な、問題の提起に重きをおく本稿に於ては之を別個の独立した討究課題とはしない。但し信仰者の世界自体に於ける「寛容」を考察、検討することは、それが信仰者相互の關係に就てにとどまるものなるにせよ、それを契機として信仰者の「寛容」の性格様相が顕わにされることであり、このことと之に次いで為される「寛容」の基礎の論究とは必然的に信仰者の不信者に対する「寛容」或いは「不寛容」の問題考察に関連し来り又その基礎となるであろう。

今茲に要約的に「寛容」或いは「不寛容」に於ける人間の諸關係を图示すれば

- 1 不信者——対↓信仰者
- 2 信仰者——対↓信仰者
- 3 信仰者——対↓不信者

以上三つの場合となる。本稿の中心問題は2の場合についてである。

以上に依り此の小論の問題点は一応判然したことと思われる。しかしなお問題の検討に先立ち、用語の上並び

に之に関連して生じ来る問題取扱いの範囲につき明かにし且規定しておかねばならぬ点がある。筆者は本項「三」の最初から『宗教者乃至は信仰者の世界自体に於ける「寛容」……』と云う様な言い方をして来たが、此の場合の「宗教」とか「信仰」とかの用語は具体的には「基督教」、「基督教信仰」を意味する。そして普通に「基督教」、「基督教信仰」と言われる時には、「カトリク教」と「新教」の双方を含めて考えられるが、本稿の場合には「基督教」は大体「新教」を主眼に考えられて居るものと了解されたい。(本稿の論題の副え書きに「キリスト教教育の基本的な在り方にかかわる……」とある場合の「キリスト教教育」も「新教的立場に立つ基督教」であるわけだし、本大学の呼称の一部を成す「基督教」即ICUのCの‘Christian’も——超教派的にでありクエーカー及び無教会信仰に立つ者等をも含めてではあるが——「新教としての基督教」の意味に用いられている事を参考的に附記する。) 右の様な了解が為されたとの前提に於て右記『……』内は次の如く書き替え得られる。『キリスト教界自体或いはキリスト者自身に於ける「寛容」……』と。即ち右記に依り考察、検討の対象が具体的になり、そしてその範囲も規定せられてより一層判然として来たことかと思う。勿論現代に即してでも『カトリク教会或いは教徒の「寛容」或いは「不寛容』』はそれ自身として、寔に考察さるべく歴大な課題で有り、且現代に於ける「宗教的寛容」の考察に欠く可からざる一大分野を形造っているのであるが、此の小論に於ては具体的には現代に於ける新教的世界を視界に置き主として現代日本の現実に即して「寛容」の問題を考究しようと思ふ。(其の一未完)

(筆者の健康上の事情に依り、此の小論「其の一」の最初の部分をしか掲載出来ないのを衷心より遺憾に思い、又お詫び

する次第です。)

註。

- 1 ' A. A. Seaton, The Theory of Toleration, 1911, p. 1.
- 2 ' Schaff-Herzog, Encyclopaedia of Religious Knowledge.  
全十二巻と縮刷版全三巻の二種類あり。
- 3 ' 右掲書 by abridged edition, Vol. II, p. 1316.
- 4 ' J. Hastings, Encyclopedia of Religion & Ethics, Vol. 12, p. 361  
W. F. Adeney の記述に係る 'Toleration' の項に拠る。
- 5、河合栄治郎著「増訂社会思想史研究」所収。一九四九、二月。日本評論社版、河合栄治郎選集第六巻。
- 6、右掲書 三五八頁